

令和7年7月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 2 5 回農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 7 月 1 5 日（火） 午前 9 時 0 0 分
- 2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員

1 番	寺西	久美子	君	2 番	菅岡	利夫	君
3 番	山重	義則	君	5 番	中元	茂雄	君
6 番	原田	淳一	君	7 番	下土井	進	君
8 番	勝本	澄人	君	9 番	亀山	真由美	君
1 0 番	鈴木	喜義	君	1 1 番	岡本	幸子	君
1 2 番	齋藤	貴之	君	1 3 番	宮本	三雄	君
- 4 欠席委員
- 5 欠員 1 名
- 6 説明のため出席した者

事 務 局 長	楠原	慎太郎	君
事務局次長	中原	賢	君
- 7 記事ならびに議事録調整者

職	員	相本	裕紀	君
---	---	----	----	---

会議に付議した事項

議案第 1 1 8 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 1 9 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 1 2 0 号	農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について
議案第 1 2 1 号	農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について
議案第 1 2 2 号	農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について

第25回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第25回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
山重委員、中元委員を指名します。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんでしょうか。
 (異議なしの声あり)
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたしました。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第118号を上程します。
整理番号1番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により
議事参与が制限されますので、下土井委員は議事に参与しないことと
します。
まず整理番号1番を審議し、その後整理番号2番及び3番と一緒に
審議します。
事務局から整理番号1番について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第118号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
(3条-1) て、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●字●●●●●●番 地目 田 面積712㎡外
4筆 合計 田 5,613㎡です。
利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すもの
です。
受人は市内の認定農業者で、申請地の近隣で耕作を行っており、耕
作面積を拡大するものです。
2805番1につきましては、県営の圃場整備事業の区域内農地で、
現在一時利用地指定の通知を受けており、従前地売買の形です。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南東に約900mの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で整理番号1番の説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきまして、余田新庄地区担当委員の意見を求めます。

岡本委員。

11番 岡本君

整理番号1番につきましては、6月27日に事務局と現地確認を行いました。現在耕作中の田を取得されとのことで、問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号1番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第118号の整理番号1番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第118号の整理番号1番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして、整理番号2番及び3番を上程します。

事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君
(3条-2)

議案第118号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。

整理番号2番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●番 地目 畑 面積349㎡です。

利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すもの

です。

受人は市内の農業者で、申請地は自宅から近く耕作管理が便利のため、野菜の栽培及び育苗場所として利用するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から南西に約500mの距離にある●●●●●●●●沿いの農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次長 中原君
(3条-3)

続きまして、整理番号3番でございます。

申請地は、●●字●●●●●●●●番 地目 田 面積812㎡です。

利用状況は耕作中で、権利の種類は所有権の移転です。

渡人は2名の共有名義で、共に●●●●に居住しており、耕作管理が困難なため譲り渡すものです。

受人は市内在住の農地所有者で、申請地に隣接する田を耕作しており、耕作管理が便利のため耕作面積を拡大するものです。

申請地の位置は資料に示していますが、●●●●●●●●から東に約800mの距離にある●●●●●●●●付近の農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を審査した結果適当と考えられ、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号2番につきまして、伊陸日積地区担当委員の意見を求めます。

勝本委員。

8番 勝本君

整理番号2番ですが、6月27日に事務局と現地確認を行っております。この農地は受人の自宅すぐ前とのことで、特段問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

整理番号2番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

続いて、整理番号3番につきまして、大畠柳井地区担当委員の意見

を求めます。

中元委員。

5 番 中元君 整理番号 3 番につきましては、6 月 27 日に事務局と現地確認を行っております。現在水をはっており、貯槽もしっかりできておりますので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号 3 番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号 3 番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第 118 号の整理番号 2 番及び 3 番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 118 号の整理番号 2 番及び 3 番につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第 119 号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 (5 条-1) 議案第 119 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、調書に基づきましてご説明いたします。
整理番号 1 番でございます。
申請地は、●●字●●●●●番 地目 田 面積 636 m²です。
利用状況は休耕中で、権利の種類は所有権の移転です。
渡人は高齢で耕作管理が困難であり、受人からの要望もあり譲り渡すものです。
受人は市内で病院を営む法人で、来院者用の駐車場を拡大するものです。申請地の隣接は、同受人所有の来院者用駐車場として現在利用されており、申請地と一体利用し、利便性の向上を図るものです。
申請地の位置は資料に示していますが、●●●●から北西に約 950 m の距離にある●●●●●沿いの農地です。
審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、立地基準は都市計画法の規定による用途地域が定められた区域内農地の第 3 種農地であり、原則許可するもので、一般基準についても適当と考えます。
以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君 以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
整理番号１番につきまして、柳井大畠地区担当委員の意見を求めます。
菅岡委員。

２番 菅岡君 ６月２７日に事務局と現地調査を行っております。事務局の説明どおり、申請地は駐車場と市道と宅地に囲まれ、周辺に農地はございません。雨水等も既存水路を利用することと、特に影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号１番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号１番につきましては、質疑なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了し、議案第１１９号の整理番号１番につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第１１９号の整理番号１番につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君 続きまして議案第１２０号を上程します。
農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与が制限されますので、私は議事に参与しないこととします。
議長の任を、齋藤会長職務代理にお願いします。

職代 齋藤君 それでは、議長を務めさせていただきます。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君 議案第１２０号 農用地利用集積等促進計画（一括）の作成について、ご説明いたします。
農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表をご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１９条第３項の規定に基づき、市長より令和７年６月２５日付けで、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。
計画は２件２筆 地目 田 合計面積３，５９２㎡です。

農業経営基盤強化促進法に基づく相対等の利用権設定は、令和7年3月末で経過措置期間が終了し、令和7年4月からは農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画に一本化されております。

よって、令和7年4月からの利用権設定につきましては、貸人、借人及び山口県農地中間管理機構として農地中間管理事業を行う、公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約となります。

契約手続きの方法として、従来の2段階方式と相対に替わる一括方式の2通りがあり、本件は一括方式での契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

職代 齋藤君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

職代 齋藤君

それでは、質疑を終了し、議案第120号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第120号につきましては、可決・承認と決めます。

職代 齋藤君

それでは、議長の任を宮本会長にお返しいたします。

議長 宮本君

続きまして、議案第121号を上程します。
事務局から議案について説明をさせます。
次長。

次長 中原君

議案第121号 農用地利用集積等促進計画（集積）の作成について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（農地中間管理事業）をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年6月30日付で、農業委員会にこの集積等促進計画の決定を求められています。

計画は41件46筆 地目 田 合計面積131,200㎡で、すべて新規です。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は1段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。
それでは、ご審議をお願いいたします。
質疑はございませんでしょうか。
(下土井委員が挙手)
それでは下土井委員。

7 番 下土井君

次の議案第 1 2 2 号との関連もありますが、余田・新庄地区は耕作面積ではなく、耕地(登記)面積での賃料の計算となります。調書には賃料が耕作面積、一反当たり 2,500 円となっていますので、耕地(登記)面積での賃料計算に修正をお願いします。

次長 中原君

ご指摘の通りでございますので、調書を修正し、差し替えをすることで、対応させていただきたいと思います。

議長 宮本君

それでは、修正をお願いしたいと思います。その他質疑はございませんでしょうか。
(菅岡委員が挙手)
それでは、菅岡委員。

2 番 菅岡君

1 ページの番号 1 番の字の「水ノ尾」の「尾」がひらがな表記になっておりますので、こちらも修正をお願いします。

次長 中原君

こちらも修正し、差し替え致します。

議長 宮本君

他に質疑はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第 1 2 1 号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第 1 2 1 号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

続きまして議案第 1 2 2 号を上程します。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与が制限されますので、寺西委員及び下土井委員は議事に参与しないこととします。

それでは、事務局から議案について説明をさせます。

次長。

次長 中原君

議案第122号 農用地利用集積等促進計画（配分）案に対する意見について、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（配分）一覧表（案）をご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、市長より令和7年6月30日付けで、農業委員会にこの農用地利用集積等促進計画（配分）案の決定を求められています。計画案は、公益財団法人やまぐち農林振興公社の要請により、市が公社に提出するものです。

中間管理権を設定する農地を受け手に貸し付ける計画で、本計画案の決定後に県知事が認可し、広告することにより受け手に農地が貸し付けられます。

貸人、借人及び公益財団法人やまぐち農林振興公社の3者契約による2段階方式での契約で、本件は2段階目の契約です。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

質疑はございませんでしょうか。

（菅岡委員が挙手）

それでは、菅岡委員

2番 菅岡君

先ほど議案第121号で下土井委員から指摘がありましたが、調書の新庄・余田地区は作付面積と登記簿面積が同じになっています。通常は、登記簿面積より作付面積が小さくなりますが、このあたりの考え方を教えていただきたいと思います。

次長 中原君

議案第121号でご指摘あったように、新庄・余田地区につきましては、賃料を作付面積ではなく、登記簿面積で計算しております。

局長 楠原君

新庄・余田地区については、登記簿面積と作付面積が同じですが、貸付単価は、登記簿面積で計算しております。それ以外の地区については登記簿面積と作付面積が違いますが、作付面積で賃料を計算しております。改めて確認して、お伝えしたいと思います。

議長 宮本君

他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

議長 宮本君

それでは、質疑を終了し、議案第122号につきましては、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第122号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前 9時 30分)